

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その翌日)

**鳥取県告示第九百四十五号**  
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年十月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

診療科目	氏名	勤務先又は居住地
外科、肛門科、胃	山藤輝彦	鳥取市大榎町一七番地
耳鼻咽喉科	小野一乗	境港市米川町四四番地 鳥取県済生会境港病院

## 鳥取県告示第九百四十六号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第一条第二項の規定に基づき、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定を取り消したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年十月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

- ◆ 告示
- 獣銃等の取扱いに関する講習会の開催
- 毒物劇物取扱者試験の実施

診療科目	氏名	勤務先又は居住地
内科	宮脇直一	鳥取市西町五丁目一〇一番地

## 鳥取県告示第九百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十年十月三十一日

一

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
藤田薬局	岩美郡岩美町浦富字竹下 一〇三〇一一八	昭和五十一年九月二十六日

## 鳥取県告示第九百四十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月三十一日

一

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
南町国保直営 福栄診療所	日野郡日南町福塚二一八四	昭和五十一年八月一日

## 鳥取県告示第九百五十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項第二号の規定による家畜人工授精講習会を次のとおり開催するので、鳥取県家畜人工授精講習会規程（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

医療法人同愛会 博愛病院	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
	變 更 前	變 更 後	
米子市加茂町 一丁目一番地	米子市西八八〇番地	米子市西八八〇番地	昭和五十一年十月一日

## 鳥取県告示第九百四十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一

牛

三 講習の対象となる家畜の種類

昭和五十一年一月二十日から同年同月三十一日まで

二 開催期間

東伯郡赤崎町松谷 鳥取県種畜場

三

項の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月三十一日

一

## 四 受講手続

鳥取県家畜人工授精講習会規程別記第一号様式による受講願書（二部）に同規程第六条各号に掲げる書類（各一部）を添えて、昭和五十年十二月五日までに所轄の家畜保健衛生所に提出すること。

## 五 その他

- 1 講習会終了後に修業試験を実施する。
- 2 その他詳細については、所轄の家畜保健衛生所に照会すること。

## 鳥取県告示第九百五十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第九百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六条の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 羽合土地改良区

- 三 解除の理由
- 二 飛砂の防備
- 一 指定理由の消滅

## 鳥取県告示第九百五十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

理 事	西 崎 善太郎	変更前	東伯郡羽合町大字久留一六一番地
変更後			東伯郡羽合町大字久留一六二番地

## 鳥取県公報

(第三種郵便物認可) 昭和50年10月31日 金曜日

理事	徳岡 栄	変更前	東伯郡大栄町東高尾四七四番地
		変更後	東伯郡大栄町東高尾三七五番地

## 鳥取県告示第九百五十四号

昭和五十年九月三十日付けで大山町から申請のあつた土地改良（豊房地区老朽ため池補強）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十一月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第九百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、若土土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

土地改良事業の名称 工事完了年月日

若土地区農道舗装事業 昭和四十九年十二月二十日

## 鳥取県告示第九百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、東伯町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
上法万地区農道整備事業 笠田地区は場整備事業	昭和四十九年十一月三十日 昭和五十一年一月三十一日

## 鳥取県告示第九百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の

規定に基づき、古布庄土地改良事業共同施行委員長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
古布庄地区農地造成事業	昭和五十年三月三十日

## 鳥取県告示第九百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、関金町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
陽西地区農道舗装事業	昭和四十九年十二月十一日
湯原地区農道整備事業	昭和五十年三月二十五日

## 鳥取県告示第九百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、倉吉市から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
穴窪地区農道舗装事業	昭和五十年三月二十五日
新田地区農道舗装事業	昭和四十九年十二月二十日
古川沢地区農道舗装事業	昭和五十年三月二十五日
天神野地区農業用用排水事業	昭和四十九年十一月十一日

## 鳥取県告示第九百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、大栄町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の

届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
穂波地区農道舗装事業	昭和四十九年十月十五日
妻波地区農業用用排水事業	昭和四十九年十一月三十日

**鳥取県告示第九百六十一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百三十三条の二第一項の規定に基づき、北条町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
船渡地区農業用用排水事業	昭和五十年三月二十九日
江北西地区農道舗装事業	昭和四十九年九月二十日

**鳥取県告示第九百六十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百三十三条の二第一項の規定に基づき、泊村から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
石脇地区農道整備事業	昭和五十年三月二十日

**鳥取県告示第九百六十三号**

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十年十一月一日から施行する。

昭和五十年十月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中「米子東支店法勝寺出張所」を「西伯支店」に改める。

## 第三号の表の倉吉信用金庫の項中

本店	倉吉市大正町
東支店	倉吉市宮川町

## 株式会社山陰合同銀行 倉吉支店 を

本店	倉吉市大正町
東支店	鳥取市松並町二丁目

株式

## 会社山陰合同銀行 倉吉支店

本店	倉吉市大正町
東支店	倉吉市宮川町

株式

## 会社山陰合同銀行 烏取支店

本店	倉吉市大正町
東支店	鳥取市松並町二丁目

株式

## 会社山陰合同銀行 倉吉支店

本店	倉吉市大正町
東支店	鳥取市松並町二丁目

株式

## 会社山陰合同銀行 米子東支店 法勝寺出張所

本店	倉吉市大正町
東支店	鳥取市松並町二丁目

株式

## 会社山陰合同銀行 西伯支店

本店	倉吉市大正町
東支店	鳥取市松並町二丁目

株式

**公 告**

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和50年10月31日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

1 期日及び場所

昭和50年12月5日（金曜日）午前10時から午後3時まで

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

2 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験）あつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」といふ。）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験）あつては規則別表

第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和26年3月鳥取県規則第9号）別記第1号様式の受験申請書に次の書類を添えて、所轄保健所の長を経由して知事に提出すること。

(1) 履歴書  
(2) 戸籍抄本  
(3) 写真（申請前6箇月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形の合紙のないもの）2枚

(4) 精神病者、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、おし、つんぽ、盲又は色盲でないことを証する医師の証明書

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書に付けること。この場合、消印しないこと。

5 受験申請書の提出期限

昭和50年11月17日（月曜日）まで

鉢砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和50年10月31日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

1 開催の日時及び場所			
日 時	場 所	受 講 対 象 者	
昭和50年11月28日 午後1時から	鳥取警察署 会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者	
2 受講対象者			
鳥取県内に住所を有する者で、狩獵、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、獵銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩獵者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩獵者講習修了証明書を有する者を除く。			
3 講習課目及び講習時間			
獵銃及び空気銃の所持に関する法令 獵銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間 1時間		
4 考査			
講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。			
5 受講の申込み			
所定の受講申込書、を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。			
6 携行品			
(1) 筆記用具			
(2) 獵銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙			
(3) 印			